

税

問合先 税務課

納税通知書を送付しました

4月末に納税通知書「固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税」を送付しました。

納期限までに金融機関（銀行・農協・郵便局など）、市役所などで納付してください。

また、30万円以下の固定資産税・軽自動車税・市府民税（普通徴収分）は、納付書に記載するコンビニエンスストアでも納付できます。

【口座振替での納付の場合】

通知書の税額が、指定口座に残っているか確認してください。（領収書は送付しませんので、通帳記帳などで確認してください。）

※新たに口座振替を希望する場合は、取扱期限までに税務課に申し込んでください。

固定資産税は2期以降の期別納付から、軽自動車税は来年度分から利用できます。

【固定資産税・都市計画税納税通知書】

納税通知書（土地・家屋）に

は、面積、評価額、税額などを記載した課税資産明細書も添付しています。

【軽自動車税納税通知書】

納税通知書に添付した「軽自動車税納税証明書（継続検査用）」は、検査受け時に使えますので、検査証と一緒に保存してください。口座振替の人には、振替終了後に証明書を送付します。

※納税証明書欄に「*」が入っているものは、金融機関などの領収印がないものは使用できませんので、市役所で納税証明書の交付を受けてください。

減免制度

【固定資産税】

収入が少ない高齢者などが所有する居住用資産（土地・家屋）のうち、一定の要件を満たすものに減免制度があります。詳しくは広報4月号をご覧ください。

申請期限 納期限（今年度第1期分は5月31日(火)まで）
必要なもの 平成28年度納税通知書、印鑑、「個人番号カード」または「通知カードと身元証明書」

【軽自動車税】

次の軽自動車などには減免制度があります。

● 身体などに障害を有する人が所有している

● 生計を同じくする人が所有し、身体などに障害を有する人のために使用している

● 専ら身体障害者などの利用に供するための構造のもの

申請期限 5月31日(火)

必要なもの 印鑑、身体障害者手帳、運転免許証、「個人番号カード」または「通知カードと身元証明書」

※番号法施行に伴い、各々の減免申請書に「個人番号」（マイナンバー）の記載が必要です。

よくある疑問に答えます

【都市計画税】

Q 固定資産税とあわせて都市計画税を納めています。都市計画税とはどのような税なのでしょう？

A 都市計画税は、使いみちが特定されている税金で、都市計画事業や土地区画整理事業などの事業費用にあてられています。例えば、街路や公園の整備、下水道の普及、駅前再開発など、泉佐野のまち全体の都市環境を整備するために使われています。

したがって、都市計画税は、

個々の事業によって周辺の都市環境が改善された人だけに負担していただくというものではなく、広く市内の市街化区域内に、土地や家屋を所有している人に負担していただくことになっていきます。

平成26年度都市計画税収入額
：14億1,720万円

市税は納期限内に納めましょう

固定資産税（都市計画税・償却資産含む）の第1期と軽自動車税の納期限 5月31日(火)

● 延滞金

納期限までに納税しない場合は、本来納めるべき税額のほかに延滞金をあわせて納めていた

たくさんになりま。 ● さらに滞納が続くと

納期限までに納めた納税者と納期限までに納めた納税者との公平を保つため、また、大切な市税を確保するために、滞納している人の財産（不動産、預貯金、給料など）すべてを調査し、差し押さえることになりま。

「大阪府域地方税徴収機構」による共同徴収

昨年度より大阪府域において「大阪府域地方税徴収機構」が設置され、本市を含む府内27市町と大阪府が市税・府税の共同徴収を実施しています。対象者には順次、徴収機構への「引継ぎ予告書」を送付し、府職員と市町職員による共同徴収が実施されます。

税務署からのお知らせ

～e-Taxをご利用ください～

国税電子申告・納税システム(e-Tax)とは、税務署や金融機関の窓口に行かなくても、所得税、法人税、消費税、酒税、印紙税などの申告、すべての税目の納税、申請・届出などの手続きが、自宅やオフィスあるいは税理士事務所などから、インターネットを利用してできるシステムです。

※e-Taxに関する詳細は、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)へアクセスしてください。

問合先 泉佐野税務署 (☎462-3471)

大阪府からのお知らせ

～自動車税の納期限は5月31日(火)です～

納税通知書に記載の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、クレジットカード（インターネットによる手続き）で納期限までに納めてください。

問合先 大阪府自動車税コールセンター (☎0570-020156)